# 第六回(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会

日 時:令和元年11月22日(金) 15:30から

場 所:神奈川県庁新庁舎12階 県土整備局大会議室

# 次 第

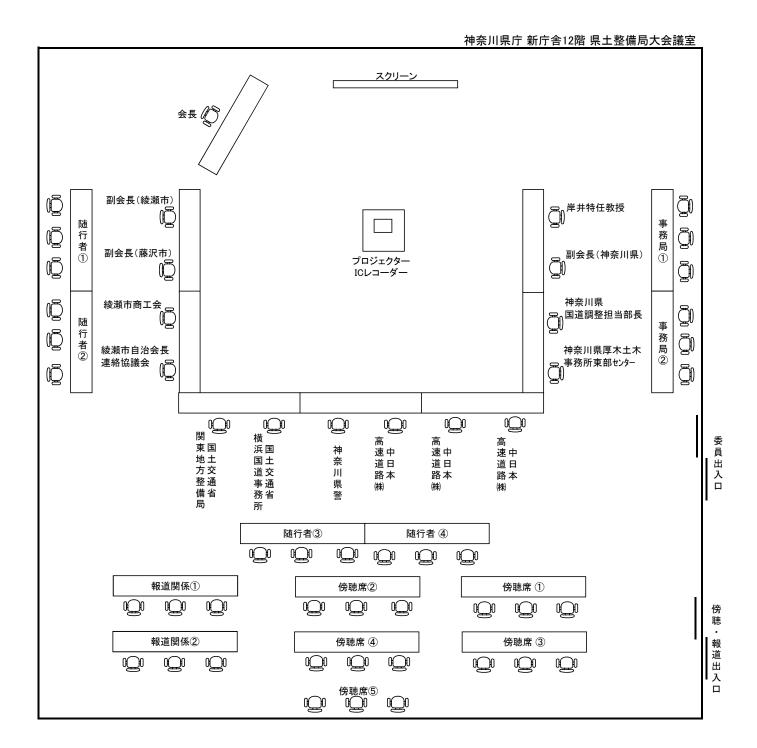
1 開会

# 2 議事

- (1) 会長交代について
- (2)協議会規約の改正について
- (3) 供用予定時期について
- (4) 名称原案について
- 3 閉会

# 第六回(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 出席者名簿

番号	所属・役職	氏名 (敬称略)	備考
1	東京工業大学名誉教授	黒川 洸 (欠 席)	会長
2	綾瀬市長	古塩 政由	副会長
3	藤沢市長 (代理出席) 道路河川部長	(鈴木 恒夫) 古澤 吾郎	副会長
4	綾瀬市商工会 会長	笠間 茂治	
5	藤沢商工会議所 会頭	増田 隆之 (欠 席)	
6	綾瀬市自治会長連絡協議会 会長	鈴木 定公	
7	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 (代理出席) 調査第二係長	(吉田 幸男) 林 将広	
8	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	大江 真弘	
9	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長 (代理出席) 規制官	(坂ノ上 圭佑) 大橋 貴之	
10	中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長	伊原泰之	
11	中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長	藤原 由康	
12	中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長	原田 雅也	
13	神奈川県 県土整備局 道路部長	大島 伸生	副会長
14	神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長	山田 直也	
15	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長 (代理出席) 工務担当部長	(笠間 順) 小池 正幸	
	日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授	岸井 隆幸	



(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約(平成 30 年 2 月 26 日施行)の一部を次のように改正する。

第3条中「(7)」を「(8)」に改め、新たに「(7) 当該インターチェンジの利用促進方策」を追加する。

第5条中「<u>黒川東京工業大学名誉教授</u>」を「<u>岸井日本大学理工学部土木工学</u> 科特任教授」に改める。

別表第1 (第4条関係)の欄中「<u>東京工業大学名誉教授 黒川 洸</u>」を「<u>日本大学理工学部土木工学科特任教授 岸井 隆幸</u>」、「中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整<u>チームリーダー</u>」を「中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整<u>課 課長</u>」、「中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括<u>チームリーダー</u>」を「中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長」に改める。

別表第2(第7条関係)の欄中「中日本高速道路株式会社 東京支社 総務 企画部 企画調整<u>チーム サブリーダー</u>」を「中日本高速道路株式会社 東京支 社 総務企画部 企画調整<u>課 課長代理</u>」、「中日本高速道路株式会社 東京支 社 建設事業部 企画統括<u>チーム サブリーダー</u>」を「中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理」に改める。

### (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

P. 1

### 現行

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会(以下「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。
- (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- (2) 当該インターチェンジの社会便益
- (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

#### (構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

#### (会長等)

- 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、黒川東京工業大学名誉教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

#### (幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、 幹事会を置く。

# 改正案

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会(以下「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。
- (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- (2) 当該インターチェンジの社会便益
- (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) 当該インターチェンジの利用促進方策
- (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

#### (構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

#### (会長等)

- 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、岸井日本大学理工学部十木工学科特任教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

#### (幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、 幹事会を置く。

### (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

行

改正案

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市土木部インター推進室長及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

#### (会議等の公開)

- 第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当 する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。
- (2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる 場合。
- 2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

#### (事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。

#### (その他)

第 10 条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別 途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

#### 附則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

#### 13付 目

この規約は、平成27年11月25日から施行する。

#### 附具

この規約は、平成30年2月26日から施行する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市土木部インター推進室長及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

#### (会議等の公開)

- 第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当 する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。
- (2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。
- 2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

#### (事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。

#### (その他)

第 10 条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別 途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

#### 附則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

#### ISH E

この規約は、平成27年11月25日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成30年2月26日から施行する。

#### 附則

この規約は、令和元年11月22日から施行する。

P. 2

### (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

P. 3

### 現行

#### 別表第1 (第4条関係)

所属・役職等

東京工業大学名誉教授 黒川 洸

綾瀬市長

藤沢市長

綾瀬市商工会 会長

藤沢商工会議所 会頭

綾瀬市自治会長連絡協議会 会長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整チームリーダー

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括チームリーダー

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所所長

神奈川県 県土整備局 道路部長

神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

#### 別表第2(第7条関係)

#### 所属・役職等

綾瀬市 土木部 インター推進室長

藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐

神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長

神奈川県大和警察署 交通第一課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整チーム サブリーダー

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括チーム サブリーダー

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長

神奈川県 県十整備局 道路部 道路整備課長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路都市課長

# 別表第1(第4条関係)

#### 所属 • 役職等

日本大学理工学部土木工学科特任教授 岸井 隆幸

綾瀬市長

藤沢市長

綾瀬市商工会 会長

藤沢商工会議所 会頭

綾瀬市自治会長連絡協議会 会長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長

改正案

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長

神奈川県 県土整備局 道路部長

神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

#### 別表第2 (第7条関係)

#### 所属・役職等

綾瀬市 土木部 インター推進室長

藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐

神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長

神奈川県大和警察署 交通第一課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長

神奈川県 厚木十木事務所 東部センター 道路都市課長

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会(以下「地区協議 会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

### (所掌事項)

- 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。
  - (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
  - (2) 当該インターチェンジの社会便益
  - (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
  - (4) 当該インターチェンジの採算性
  - (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
  - (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
  - (7) 当該インターチェンジの利用促進方策
  - (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

# (会長等)

- 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、岸井日本大学理工学部土木工学科特任教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

### (幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、 幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市土木部インター推進室長及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

# (会議等の公開)

- 第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。
  - (2)公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。
- 2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

# (事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。

# (その他)

第10条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

### 附則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成27年11月25日から施行する。

# 附則

この規約は、平成30年2月26日から施行する。

# 附則

この規約は、令和元年11月22日から施行する。

# 別表第1 (第4条関係)

# 所属 • 役職等

日本大学理工学部土木工学科特任教授 岸井 隆幸

綾瀬市長

藤沢市長

綾瀬市商工会 会長

藤沢商工会議所 会頭

綾瀬市自治会長連絡協議会 会長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長

神奈川県 県土整備局 道路部長

神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

# 別表第2(第7条関係)

# 所属•役職等

綾瀬市 土木部 インター推進室長

藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐

神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長

神奈川県大和警察署 交通第一課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路都市課長

# 第六回(仮称)綾瀬スマートIC 地区協議会



令和元年11月22日

# (1)(仮称)綾瀬スマートICについて

# 実施計画書:許可時点(概要版)



第一東海自動車道(東名高速道路) 神奈川県綾瀬市小園地内

#### 連結予定施設

県道藤沢座間厚木[県道42号(藤沢座間厚木)]

#### 連結を必要とする理由

東名高速道路の横浜町田インターチェンジと厚木インターチェンジは、約15km離れており、この間に位置する綾瀬市などからは、両インターチェンジにアクセスしにくい状況である。そのため、この地域が自動車専用道路に5km以内でアクセスできるよう、両インターチェンジのほぼ中間に、新たなインターチェンジを設置し、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における安全・安心の確保を図るとともに、既存インターチェンジ周辺の渋滞緩和を図るものである。

計画交通量	供用予定時期		
平成42年: 約9,800台/日	平成30年3月31日 (許可時点) 令和2年度上半期 (平成30年2月26日変更)		

連結のために必要とする費用

### 拡大図

# 全体事業費 ; 約 103.1億円(税込み)

日本高速道路保有/債務返済機構 ; 約 66.1億円 中日本高速道路株式会社 ; 約 3.0億円 神奈川県 ; 約 18.2億円 | 綾瀬市 : 約 15.8億円

# 管理・運営形態

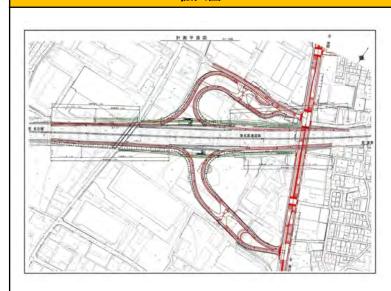
24時間運用、一旦停止型、フルインター、ETC車載器を搭載した全車種

### 当該ICの設置により期待される整備効果

- ●広域アクセス性の向上
- ●救命救急センターへの速達性の強化
- ●大規模災害時の防災力の向上

- ●既存IC周辺の交通の負荷軽減
- ●企業活動の活性化

費用便益費	採算性	
約5.6	増収額が管理・運営費を上回り、採算性を確保	



# (2)これまでの経緯

# 主な経緯(第五回地区協議会前)

平成25年6月11日 連結許可

平成25年10月 用地測量に着手

平成27年9月 用地交渉に着手

平成28年12月 本体工事契約

平成29年9月 用地契約完了

平成30年2月26日 第五回地区協議会

(新たな開通目標は「平成32年度上半期」)

# (2)これまでの経緯

# 主な経緯(第五回地区協議会後)

平成30年2月26日 第五回地区協議会

(新たな開通目標は「平成32年度上半期」)

令和元年5月 全ての地権者の移転及び建物収去が完了

令和元年6月 建物収去後に実施した土壌調査で汚染が

確認

令和元年7月 汚染土の扱いに係る県環境部局との調整、

手続き

令和元年8月 汚染土の対策実施

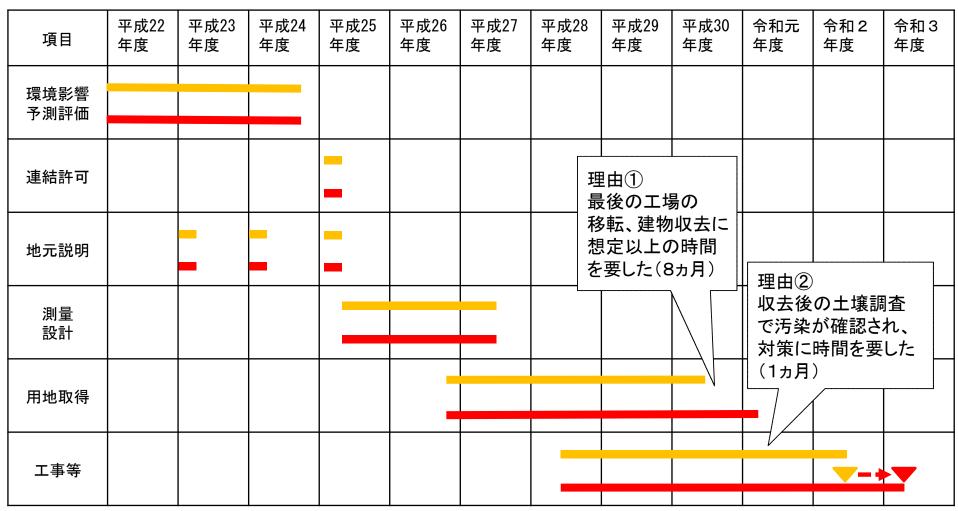
令和元年9月 汚染土対策を実施した箇所の工事に着手

# (3)工事の進捗状況



# (4)供用予定時期について





(4)供用予定時期について

# 〇供用予定時期

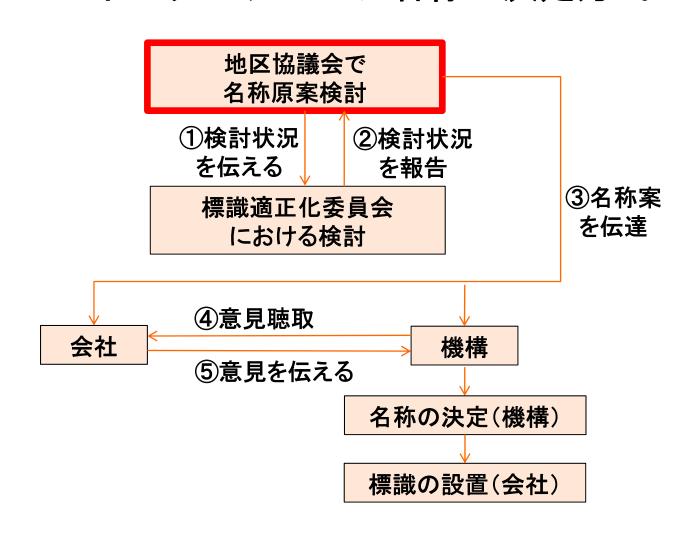
【これまで】平成32年度上半期 (令和2年度上半期)



【今回変更】令和3年夏頃

# (5)名称原案の検討について

# 〇スマートインターチェンジ名称の決定方式



# (5)名称原案の検討について

# 〇名称原案

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ



【名称原案の検討案】 綾瀬スマートインターチェンジ

# 〇名称原案の理由

- ·利用者にETC専用のスマートインターチェンジである ことが明確に判断できること
- ・本インターチェンジが「綾瀬市」の中心に位置すること
- ・東名高速道路「綾瀬バス停」付近に設置すること
- ·構想段階から使用している名称で、既に広く周知が図られていること